

平成21年3月31日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
4月1日より野村證券株式会社において

第一フロンティア投資型年金 (ステップアップ機能付・年金原資保証型)

を販売開始

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:高野 茂徳、以下「第一フロンティア生命」)は、平成21年4月1日より野村證券株式会社(執行役社長兼CEO:渡部 賢一)において、「投資する楽しみ」に「ステップアップ機能のある安心」がついた**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険「第一フロンティア投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」**の販売を開始いたします。

本商品の運用期間満了時の年金原資額と運用期間中に万一の際の死亡給付金額は、一時払保険料相当額の100%を最低保証します。この最低保証額は、運用実績に応じて一時払保険料相当額の110%から10%ごとにステップアップし、一度上がったら下がりません。なお、ステップアップの判定は毎日行い、上限はありません。

本商品の特別勘定は、日本、米国、ユーロ圏だけでなく、資源国にも投資し、多様な収益機会での資産の成長を目指します。

さらに、お客さまの契約初期費用のご負担がありませんので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。

第一フロンティア生命は、第一生命保険相互会社(社長:斎藤 勝利)のグループの一員として、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。

第一フロンティア生命は、“ご契約者第一主義”を創立以来の経営理念とする第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

*「第一フロンティア投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」は、野村證券における「年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険」の販売名称です。

以上

第一フロンティア投資型年金 (ステップアップ機能付・年金原資保証型)

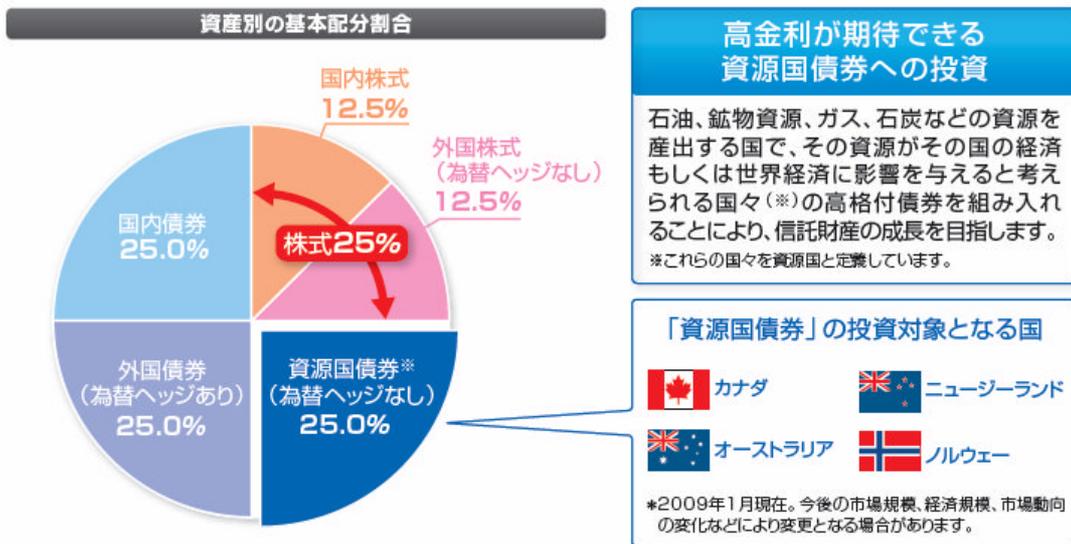
の特徴としくみ

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

1. 投資する楽しみがあります

- 株式を25%組み入れたバランス運用で、世界中の幅広い収益機会をとらえつつ分散投資の効果を高め、長期的な資産の成長を目指します。また、日本、米国、ユーロ圏だけでなく資源国にも投資し、多様な収益機会での資産の成長を目指します。
- 契約初期費用のご負担がなく、保険料の全額を特別勘定で運用できます。

資源国にも投資する特別勘定：世界バランス型(含 資源国)



2. ステップアップ機能の安心があります

- 年金原資額と死亡給付金額には最低保証があります。最低受取保証額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%の金額でスタートし、契約日以後より毎日運用実績を判定し、その実績に応じて110%から10%ごと(上限なし)にステップアップします。ステップアップした最低受取保証額は、以後下がることはありません。

※ 年金原資額が最低保証されるためには、運用期間満了までご契約を継続していただく必要があります。

※ 運用期間中に解約された場合等、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

※ 最低受取保証額は、運用期間中に運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。

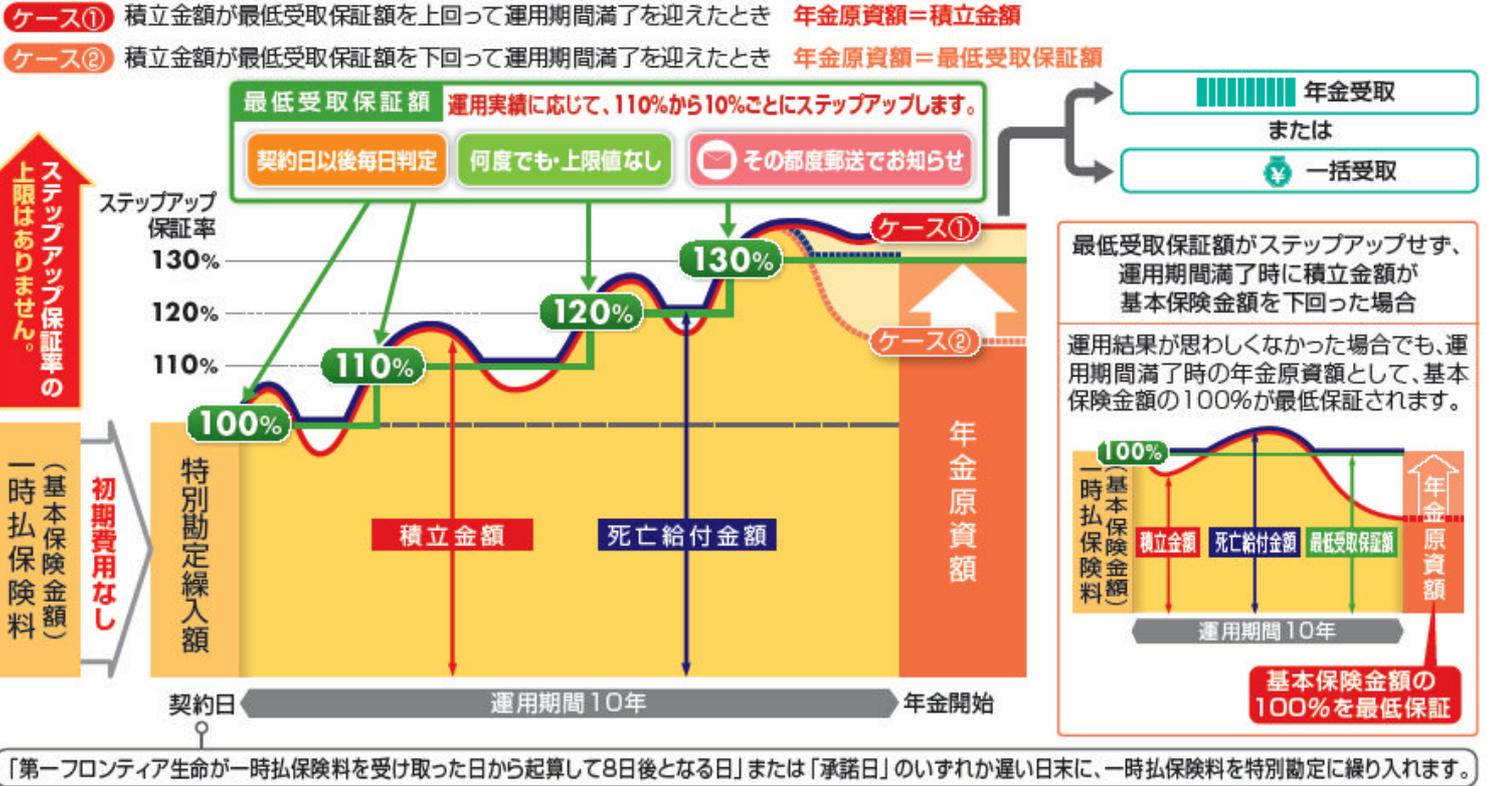
- 運用期間が10年を超える場合、年金原資の最低保証額(年金原資保証金額)は、最低受取保証額に、運用期間に応じて基本保険金額の1%~10%を加えた金額になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい額となります。

※ 年金原資保証金額 = 最低受取保証額 + 基本保険金額 × 運用期間に応じた下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

- 運用期間中に被保険者が死亡された場合、積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい額を死亡給付金受取人にお支払いします。

【しくみ図～運用期間10年の場合～】



* 上記のしくみ図は、運用期間中に解約・減額など契約内容の変更がなかったものと仮定した場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額を保証するものではありません。

主なお取り扱いについて

一時払保険料	200万円以上 5億円以下(1万円単位)
契約年齢	0歳～80歳 (ご契約日における被保険者の満年齢)
運用期間	10年～20年から選択 (年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。)
年金種類	・確定年金(ご契約時には、3～7年・10年・15年・20年からお選びください) ・10年保証期間付終身年金 ・死亡時保証金額付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一時に受取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。
告知の取り扱い	保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
付加できる特約	・運用期間中年金支払移行特約 ・死亡給付金の年金払特約

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この保険のご検討にあたっての留意事項

投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

1. ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

2. 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して、 年率2.78%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費(※) 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率0.21%(税抜0.20%)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変わるなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2009年1月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 ※解約控除率は【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

3. 年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)(※) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年1月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

その他ご留意いただきたい事項について

- ・ 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)
- ・ 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みに際しては、専用のパンフレットおよび「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等を必ずご確認ください。

(登)C20F0351(H21.3.24)